

## 撮影及び物品提供等の承認に関する規程

### 第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という。）が主催する競技会において行われる撮影、物品及び技能の提供並びに販売等に対する申請及び承認に関する事項を定めるものである。

### 第2条（申請）

- 競技会において、以下の行為を希望する者は、所定の申請を本協会財務委員会宛に提出しなければならない。
  - 写真又は動画を撮影、インターネット配信
  - 物品及び技能の提供並びに販売、宣伝等を主な内容とする催し又は興行のために会場の一部を独占して利用すること
- 前項の申込がなされた場合、本協会は、財務委員会での審議に必要な申込者に関する情報を収集することができる。
- 財務委員会において当該行為を承認するか否かを審議し、申請を承認された申込者に対しては、財務委員会よりその旨通知する。
- 前項の承認を受けた者は、承認を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請を本協会財務委員会宛に提出して再度承認を受けなければならない。

### 第3条（承認）

- 財務委員会は、第2条に掲げる行為が競技会の運用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、承認をすることができる。ただし、次の各号に該当する行為をする者には、承認をすることができない。
  - 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物の類を取り扱う行為
  - 法令（法律、条例等）及び本協会の規程類、施設ごとに別途定める禁止行為及び記載事項に反する行為
  - アンチドーピング認証を受けていないサプリメント類を提供又は販売する行為
  - 政治活動又は宗教の勧誘行為
  - 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める行為
- 財務委員会は、第2条第3項の承認に対して、会場の管理上必要な範囲内で条件を附すことができる。

### 第4条（費用）

本協会は、申請者の行為に係る以下の費用を請求する権利を有する。

- 机、椅子等の出店に係る経費
- 施設専有に係る経費

（3）その他、本協会が必要と認める経費

第5条（申請者の義務）

- 1 申請者は法令及び著作権、肖像権等の権利を確認し遵守すること。
- 2 第3条第1項1号至5号に定められた行為をしてはならない。
- 3 第3条第2項において附された条件を遵守すること。
- 4 第4条の費用が生じる場合、本協会指定の方法において期日までに支払うこと。
- 5 競技会場では本協会役員の指示に従うこと。

第6条（免責事項）

- 1 本協会は、申請者の行為により生じる損害及び賠償について、一切の責任を負わない。
- 2 申請者は法令及び条例、本協会の規程類、会場の規則等を遵守し、行為に対する一切の責任を負うものとする。

第7条（注意喚起及び撤去、削除）

- 1 本協会は、競技会会場において無断で出店した者や、申請と異なる内容の出店及び第5条に定める義務を遵守しない者に対して、必要に応じて注意又は指導を行うことができる。当該注意又は指導に従わない場合は、即座に撤去・削除を要請することができる。
- 2 撤去、削除にかかる一切の費用及び発生する損害は、該当者が負担する。

第8条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会にて決議する。

＜附則＞

- 1 この規程は、令和5年12月21日に制定し、同日から施行する。
- 2 この規程は、令和7年11月7日に改訂し、同日から施行する。

## 撮影・物販等承認申請書

年 月 日

(公社) 日本パワーリフティング協会  
財務委員長 様

住 所

氏 名

団体名

代表者氏名

電 話

E-Mail

次のとおり申請します。

大会名	
物販・撮影等期間	
目的	
賛助会員の有無	有 無
実績等	

### 撮影・物販等承認通知

年 月 日

撮影・物品の提供等については上記のとおり承認します。

(承認条件)

(公社) 日本パワーリフティング協会 財務委員会